

平成 23 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社デイトナ
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 紳一郎
(JASDAQ・コード番号 7228)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中嶋 哲司
(TEL 0538-84-2200)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、「バイク文化の創造企業。カスタマイズから提案します。」を経営理念に掲げ、創業以来、モーターバイクのカスタマイズ部品等の企画・開発の分野において、独創性・革新性を有する商品を市場に供給し、独自のブランド力を培ってまいりました。このような独創性豊かな商品を生み出す「商品企画開発力」、「営業力」及び「ブランド力」が当社の最大の強みであり、企業価値の源泉であると考えております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、二輪車本体市場の成熟化、バイクライダー人口や年齢構成の変化、バイクそのものの使われ方や用途の多様化等、急速に変化しております。従って、これまで以上に当社の強みを活かした事業展開を図っていくことが重要であるとの認識のもと、国内外とも新ジャンルへの進出を図り、日本市場に軸足をおきつつも、海外市場(特にアセアン地域)開拓のため、今までの輸出型(海外ディストリビューター向け)から一歩踏み出した、海外現地で使用されているバイクのアフターパーツ及びアクセサリーパーツを、現地にて企画・開発・卸販売するビジネスモデルを展開しております。これらを踏まえ、平成 21 年から平成 23 年までの 3 年中期経営計画において、「マーケティング思考の徹底」、「グローバルかつローカルに事業を展開する」、「顧客に支持される独創的なナンバーワン商品を提供する」の 3 点を基本方針と定め、企業価値の更なる向上に取り組んでおります。

また、かかる状況下、経営環境の変化に対応し事業資源の集中を図るため、平成 22 年 7 月 29 日付当社プレスリリース「株式会社オートボックスセブンの資本業務提携の解消及び株式会社コシダテックとの資本業務提携に関するお知らせ」において公表のとおり、当社は、株式会社オートボックスセブン(以下「オートボックスセブン」といいます。)と提携解約合意書(以下「提携解約合意書」といいます。)を締結して、平成 15 年 3 月 17 日付で結んでおりました二輪、四輪用品事業に係わる各種情報共有、共同開発、共同調達及び二輪用品小売事業展開の強化等の資本業務提携を解消し、同時に株式会社コシダテック(以下「コシダテック」といいます。)と新たに資本業務提携を行っております。この経緯についてですが、まず、当社が平成 20 年 3 月に四輪車用品事業を譲渡し、オートボックスセブンもその後二輪車事業から完全撤退したことから、業務提携を継続する必要性が無くなったため、当社とオートボックスセブンは資本業務提携を解消し、オートボックスセブンが保有する当社普通株式 750,000 株(発行済株式総数(平成 22 年 7 月 29 日現在 3,598,800 株)に対する割合にして 20.84%(小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。))については、提携解約合意書に基づき、提携解約合意書締結後 1 年間は、当該株式の購入希望の第三者

(以下「候補企業」といいます。)を当社がオートボックスセブンに提案することとなりました。一方で、オートボックスセブンから当社に対し、オートボックスセブンが平成 21 年2月に二輪車用品小売専門店「ライコランド」のフランチャイズチェーン本部事業をコシダテックに譲渡した背景により、オートボックスセブンが保有する当社普通株式 750,000 株のうち 136,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 3.78%)をコシダテックに対し譲渡する旨の提案がありました。当社は当該提案に同意し、コシダテックとの一層の連携を図るため、当社とコシダテックは資本業務提携を行うに至りました。なお、提携解約合意書に基づき、オートボックスセブンがコシダテックに譲渡した後に保有する当社普通株式 614,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 17.06%)については、引き続き、提携解約合意書締結後1年間は、候補企業を当社がオートボックスセブンに提案する努力義務が残されておりました。

当社は、オートボックスセブンとの提携解約合意書締結以降、オートボックスセブンに候補企業を提案すべく議論を重ねると同時に、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。当社は、候補企業については、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様様の利益を継続的かつ持続的に維持向上していくことを可能とする者である必要があると考えており、候補企業の選定には慎重を期すべきと考えております。しかしながら、オートボックスセブンに候補企業を提案する期限である平成 23 年7月までに、オートボックスセブンに当社の企業価値向上に資するような候補企業を提案することが困難な状況にありました。当該期限の経過後は、オートボックスセブンが保有する当社普通株式 614,000 株(発行済株式総数(平成 23 年 10 月 26 日現在 3,598,800 株。本欄の発行済株式総数について以下同じ。))に対する割合にして 17.06%)を市場売却等により処分するものと考えられ、市場で売却された場合の当社普通株式の市場価格に生じる影響や将来の市場放出懸念等を総合的に勘案した結果、平成 23 年6月末時点において、自己株式として買受けることが望ましいとの判断に至りました。なお、自己株式の取得手法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であるとの考えに至りました。

一方で、当社の筆頭株主である株式会社レッドバロン(保有する当社普通株式の数 782,900 株(発行済株式総数に対する割合にして 21.75%)) (以下「レッドバロン」といいます。)及びレッドバロンの子会社で、当社普通株式の共同所有者である日本オートクレジット株式会社(保有する当社普通株式の数 7,100 株(発行済株式総数に対する割合にして 0.20%)) (以下「日本オートクレジット」といい、レッドバロンと併せて以下「レッドバロン・グループ」といいます。)は、当社普通株式 790,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 21.95%)を保有しておりますが、レッドバロン・グループが保有する当社普通株式を売却することとなった場合には同様に当社普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があり、その動向や対応が当社としても課題と認識しておりました。また、公開買付けを実施することとなった場合には、レッドバロン・グループが応募するか否かによって公開買付けの応募株数が大きく変動し、場合によってはオートボックスセブンの保有する当社普通株式全部の売却が完了しない事態も想定され、市場放出等による影響の根本的な解決とならないため、事前にレッドバロン・グループの意向を確認し、売却意向がある場合には自己株式として買受けの対象とし、買付予定数を決定することが望ましいとの判断に至りました。なお、レッドバロン・グループと当社との間に事業上の重要な関係はありません。

買付予定数については、上記の検討内容を踏まえ、1,500,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 41.68%)を買付予定数の上限とし、買付け等の価格については、基準の明確性及び客観性を重視するとともに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいとの考えに至りました。かかる当社の検討状況について、平成 23 年7月下旬にオートボックスセブン及びレッドバロン・グループと意見交換を行ったところ、両者より当社普通株式の売却について検討可能である旨の返答を受けております。

これを受け、当社は、平成 23 年 10 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第3項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。当社は、本公開買付けを実施することにより、大株主による一時的にまとまった株式の市場放出懸念を払拭するほか、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にし、資本効率の改善並びに株主の皆様への利益還元につながるものと考えております。

また、当社は、オートボックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成 23 年 10 月 26 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部(オートボックスセブン 614,000 株、レッドバロン 782,900 株、日本オートクレジット 7,100 株)を本公開買付けに応募すること等を当社に

対して確約する旨の確約書を受領しております。

なお、本公開買付けの決済資金として、自己資金 2.9 億円に加え、最大で 5.5 億円の借入金を調達する予定であります。このように、本公開買付けによる自己株式取得のために一定の借入れを行う予定ですが、当社の現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できる見込みであります。

本公開買付けにより取得した後の自己株式については、新たな提携先が生じた場合に活用することや一部消却すること等、各種検討しておりますが、詳細については未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,510,000 株(上限)	800,000,000 円(上限)

(注1) 発行済株式の総数 3,598,800 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 41.96%

(注3) 取得する期間 平成 23 年 10 月 27 日から平成 23 年 12 月 31 日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 23 年 10 月 27 日(木曜日)から平成 23 年 11 月 25 日(金曜日)まで(20 営業日)

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名 平成 23 年 10 月 27 日(木曜日)

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

③ 公開買付届出書提出日 平成 23 年 10 月 27 日(木曜日)

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金 457 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)の算定に際して、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、企業の株式価値を表す客観的かつ明確な指標として考えられる当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、算定の基礎となる当社普通株式の適正な価格として、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日(平成 23 年 10 月 25 日)の市場価格だけではなく、一定期間の株価変動も考慮することが適当であるとの考えから、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間(平成 23 年 9 月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)、過去3ヶ月間(平成 23 年 7 月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)及び過去6ヶ月間(平成 23 年 4 月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)の株式会社大阪証券取引所が開設する市場であるJASDAQ(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を用いることが妥当であるとの結論に至りました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいとの考えに至りました。

ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、10%程度と想定いたしました。

当社は、平成 23 年7月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として 10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてオートボックスセブン及びレッドバロン・グループと意見交換を行ったところ、両者より当該価格水準での応募について検討可能であるとの返答を得ました。

これを受け、当社は、当社の事業や財務状況等をも踏まえさらに検討を続けた結果、平成 23 年 10 月 26 日開催の取締役会において本公開買付け実施を決定し、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、過去の一定期間における株価の推移等を踏まえ、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去3ヶ月間における当社普通株式の終値の平均値を採用することとし、過去3ヶ月間(平成 23 年7月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値 508 円(円未満四捨五入)から 10%ディスカウントした額に相当する 457 円(円未満切捨て)を1株当たりの買付価格とすることといたしました。

なお、1株当たりの買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日(平成 23 年 10 月 25 日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値 527 円から 13.28%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成 23 年9月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値 517 円(円未満四捨五入)から 11.61%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成 23 年7月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値 508 円(円未満四捨五入)から 10.04%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成 23 年4月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値 501 円(円未満四捨五入)から 8.78%(小数点以下第三位を四捨五入)それぞれディスカウントした金額です。

また、当社は、オートボックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成 23 年 10 月 26 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部(オートボックスセブン 614,000 株、レッドバロン 782,900 株、日本オートクレジット 7,100 株)を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

② 算定の経緯

当社は、「バイク文化の創造企業。カスタマイズから提案します。」を経営理念に掲げ、創業以来、モーターバイクのカスタマイズ部品等の企画・開発の分野において、独創性・革新性を有する商品を市場に供給し、独自のブランド力を培ってまいりました。このような独創性豊かな商品を生み出す「商品企画開発力」、「営業力」及び「ブランド力」が当社の最大の強みであり、企業価値の源泉であると考えております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、二輪車本体市場の成熟化、バイクライダー人口や年齢構成の変化、バイクそのものの使われ方や用途の多様化等、急速に変化しております。従って、これまで以上に当社の強みを活かした事業展開を図っていくことが重要であるとの認識のもと、国内外とも新ジャンルへの進出を図り、日本市場に軸足をおきつつも、海外市場(特にアセアン地域)開拓のため、今までの輸出型(海外ディストリビューター向け)から一步踏み出した、海外現地で使用されているバイクのアフターパーツ及びアクセサリーパーツを、現地にて企画・開発・卸販売するビジネスモデルを展開しております。これらを踏まえ、平成 21 年から平成 23 年までの3か年中期経営計画において、「マーケティング思考の徹底」、「グローバルかつローカルに事業を展開する」、「顧客に支持される独創的なナンバーワン商品を提供する」の3点を基本方針と定め、企業価値の更なる向上に取り組んでおります。

また、かかる状況下、経営環境の変化に対応し事業資源の集中を図るため、平成 22 年7月 29 日付当社プレスリリース「株式会社オートボックスセブンとの資本業務提携の解消及び株式会社コシダテックとの資本業務提携に関するお知らせ」において公表のとおり、当社は、オートボックスセブンと提携解約合意書を締結して、平成 15 年3月 17 日付で結んでおりました二輪、四輪用品事業に係わる各種情報共有、共同開発、共同調達及び二輪用品小売事業展開の強化等の資本業務提携を解消し、同時にコシダテックと新たに資本業務提携を行っております。この経緯についてですが、まず、当社が平成 20 年3月に四輪車用品事業を譲渡し、オートボックスセブンもその後二輪車事業から完全撤退したことから、業務提携を継続する必要性が無くなったため、当社とオートボックスセブンは資本業務提携を解消し、オートボックスセブンが保有する当社普通株式 750,000

株(発行済株式総数(平成 22 年7月 29 日現在 3,598,800 株)に対する割合にして 20.84%)については、提携解約合意書に基づき、提携解約合意書締結後1年間は、候補企業を当社がオートボックスセブンに提案することとなりました。一方で、オートボックスセブンから当社に対し、オートボックスセブンが平成 21 年2月に二輪車用品小売専門店「ライコランド」のフランチャイズチェーン本部事業をコンダテックに譲渡した背景により、オートボックスセブンが保有する当社普通株式 750,000 株のうち 136,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 3.78%)をコンダテックに対し譲渡する旨の提案がありました。当社は当該提案に同意し、コンダテックとの一層の連携を図るため、当社とコンダテックは資本業務提携を行うに至りました。なお、提携解約合意書に基づき、オートボックスセブンがコンダテックに譲渡した後に保有する当社普通株式 614,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 17.06%)については、引き続き、提携解約合意書締結後1年間は、候補企業を当社がオートボックスセブンに提案する努力義務が残されておりました。

当社は、オートボックスセブンとの提携解約合意書締結以降、オートボックスセブンに候補企業を提案すべく議論を重ねると同時に、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。当社は、候補企業については、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に維持向上していくことを可能とする者である必要があると考えており、候補企業の選定には慎重を期すべきと考えております。しかしながら、オートボックスセブンに候補企業を提案する期限である平成 23 年7月までに、オートボックスセブンに当社の企業価値向上に資するような候補企業を提案することが困難な状況にありました。当該期限の経過後は、オートボックスセブンが保有する当社普通株式 614,000 株(発行済株式総数(平成 23 年 10 月 26 日現在 3,598,800 株。発行済株式総数について以下同じ。))に対する割合にして 17.06%)を市場売却等により処分するものと考えられ、市場で売却された場合の当社普通株式の市場価格に生じる影響や将来の市場放出懸念等を総合的に勘案した結果、平成 23 年6月末時点において、自己株式として買受けることが望ましいとの判断に至りました。なお、自己株式の取得手法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であるとの考えに至りました。

一方で、当社の筆頭株主であるレッドバロン(保有する当社普通株式の数 782,900 株(発行済株式総数に対する割合にして 21.75%))及びレッドバロンの子会社で、当社普通株式の共同保有者である日本オートクレジット(保有する当社普通株式の数 7,100 株(発行済株式総数に対する割合にして 0.20%))は、当社普通株式 790,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 21.95%)を保有しておりますが、レッドバロン・グループが保有する当社普通株式を売却することとなった場合には同様に当社普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があり、その動向や対応が当社としても課題と認識しておりました。また、公開買付けを実施することとなった場合には、レッドバロン・グループが応募するか否かによって公開買付けの応募株数が大きく変動し、場合によってはオートボックスセブンの保有する当社普通株式全部の売却が完了しない事態も想定され、市場放出等による影響の根本的な解決とならないため、事前にレッドバロン・グループの意向を確認し、売却意向がある場合には自己株式として買受けの対象とし、買付予定数を決定することが望ましいとの判断に至りました。なお、レッドバロン・グループと当社との間に事業上の重要な関係はありません。

買付価格については、当社は、基準の明確性及び客観性を重視するとともに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいとの考えに至りました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、10%程度と想定いたしました。かかる当社の検討状況を踏まえ、当社は、平成 23 年7月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として 10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてオートボックスセブン及びレッドバロン・グループと意見交換を行ったところ、両者より当該価格水準での応募について検討可能であるとの返答を得ました。

これを受け、当社は、当社の事業や財務状況等をも踏まえさらに検討を続けた結果、平成 23 年 10 月 26 日開催の取締役会において本公開買付け実施を決定し、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、過去の一定期間における株価の推移等を踏まえ、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去3ヶ月間における当社普通株式の終値の平均値を採用することとし、過去3ヶ月間(平成 23 年7月 26 日から平成 23 年 10 月 25 日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値 508 円(円未満四捨五入)から 10%ディスカウントした額に相当する 457 円(円未満切捨て)を1株当

たりの買付価格とすることといたしました。

なお、1株当たりの買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日(平成23年10月25日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値527円から13.28%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成23年9月26日から平成23年10月25日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値517円(円未満四捨五入)から11.61%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年7月26日から平成23年10月25日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値508円(円未満四捨五入)から10.04%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年4月26日から平成23年10月25日)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値501円(円未満四捨五入)から8.78%(小数点以下第三位を四捨五入)それぞれディスカウントした金額です。

また、当社は、オートバックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成23年10月26日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部(オートバックスセブン614,000株、レッドバロン782,900株、日本オートクレジット7,100株)を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,500,000株	一株	1,500,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,500,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 41.68%

(5) 買付け等に要する資金

713,300,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積り額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日

平成23年12月19日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10%(所得税7%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年11月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成23年12月16日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内におい

て若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、オートボックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成23年10月26日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部(オートボックスセブン 614,000株(発行済株式総数に対する割合にして17.06%)、レッドバロン 782,900株(発行済株式総数に対する割合にして21.75%)、日本オートクレジット 7,100株(発行済株式総数に対する割合にして0.20%))を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

(ご参考) 平成23年10月26日時点の保有自己株式数

発行済株式総数(自己株式を除く)	3,504,828株
自己株式数	93,972株

以上